

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が下がった方へ 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定 は12月を急減月とする申請をもって終了します

特例改定の終了に関する取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響による休業にともなう標準報酬月額の特例改定については、令和4年12月を急減月とする申請まで延長したうえで終了します。

□ 休業回復の届出について

現在、特例改定を受けている方については、令和5年度の定時決定まで特例による標準報酬月額が適用されますが、令和5年7月までに休業が回復した月に該当した場合は、休業回復の届出が必要です。
ここにテキストを入力

Q「休業が回復した月」とは？

特例改定の原因となった休業が生じた月と比べて、休業状態にある日数または1日当たりの休業時間の減少が生じるなど、休業状況に何らかの改善が見られ、報酬支払の基礎となった日が17日以上となった月をいいます。

Qどのような届出が必要となりますか？

休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合には、その翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定することになります。該当する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、すみやかに随時改定（「休業が回復した場合」の月額変更届（特例改定用））の届出を行ってください。

□ 令和5年の定時決定について

令和4年6月から12月を急減月として特例改定を受けた方の令和5年の定時決定は、通常どおり令和5年4月から6月までの報酬に基づき決定されます。定時決定の特例措置はありません。

□ 特例措置終了後の随時改定について

特例措置終了後(令和5年1月以降)も、一時帰休により、継続して3カ月を超えて通常の報酬よりも低額の休業手当等が支払われた場合は、固定的賃金の変動とみなし、通常の随時改定の対象として休業手当が支払われた月の4か月目から標準報酬の改定が可能です。

□ 届出・申立書等の保存について

特例改定の終了後も、本特例措置の届出及び申立書の内容が事実であることを確認できる書類については、後日、確認を求める場合があるため、届出日から2年間は保存が必要です。

特例改定の12月までの延長に関する取扱い

標準報酬月額の特例改定は12月を急減月とする申請まで延長されます。

□ 令和4年12月の報酬による特例改定の申請は、令和5年2月28日まで受付できます。

なお、令和4年10月または11月を急減月とする特例改定の申請は、令和5年1月31日まで、受付できますので、改定を希望される場合はお早めの手続きをお願いします。



令和4年12月を急減月とする申請に関する詳細は裏面をご覧ください。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

・受付時間： 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時



日本年金機構
Japan Pension Service

より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei4.html>



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がったことによる 12月を急減月とした特例改定の申請について

- **令和4年12月**に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により**休業した方で、報酬が著しく下がった方**のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

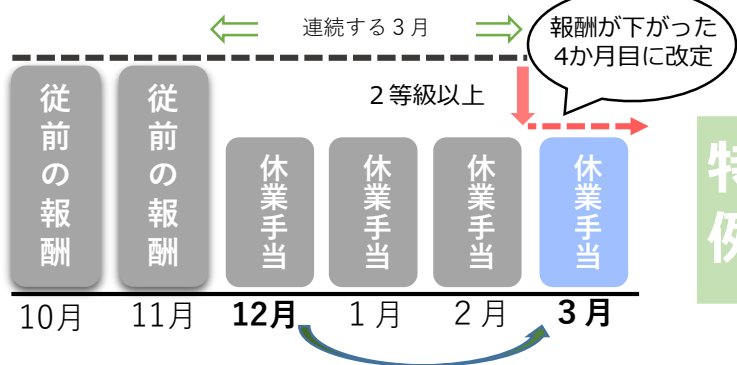
対象となる方

(1) 新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- **新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和4年10月から令和4年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- **著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

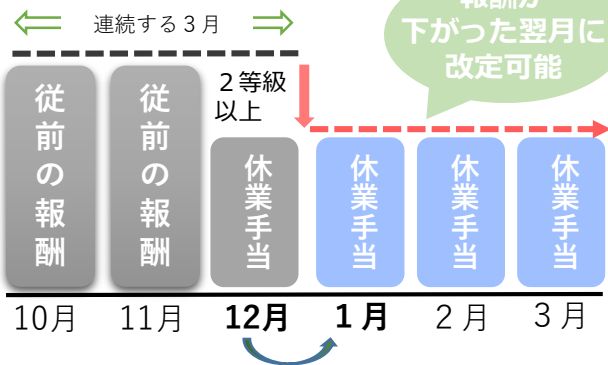
例えば**12月から休業手当が支払われた場合**
通常であれば4か月目の3月に改定となります。

■通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
1月から改定が可能となります。

■今回の特例改定



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

- 休業により報酬等が急減した月の**翌月以降の保険料が対象**となります。
- ※ **令和4年10月または11月を急減月とするものは令和5年1月末まで、令和4年12月を急減月とするものは令和5年2月末までに届出があったものが対象**となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- **月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。**
申請期限 令和4年10月または11月を急減月とするもの・・・令和5年1月31日(必着)
令和4年12月を急減月とするもの・・・令和5年2月28日(必着)

※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

※「対象となる方」の(1)に該当する方は「令和4年10月～令和4年12月を急減月とする場合」の月額変更届（特例改定用）を使用してください。